

お知らせ（薬）030
平成29年9月22日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターの廃止年月日は平成29年9月30日であることから、平成29年10月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 次に掲げる厚生労働省告示に基づく経過措置医薬品の廃止（別表1）
 - (1) 平成28年8月30日付け厚生労働省告示第324号
 - (2) 平成28年12月6日付け同第408号
 - (3) 平成28年12月8日付け同第410号
 - (4) 平成28年12月20日付け同第426号

- 2 平成29年6月22日付け「お知らせ（薬）028」に基づく商品名医薬品の廃止（別表2）